

平成十九年二月

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の説明書

外務省



目次

一	概説	一
1	1 条約の成立経緯	一
2	2 条約締結の意義	一
3	3 条約締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	4 早期国会承認が求められる理由	二
二	二 条約の内容	二
1	1 定義	二
2	2 犯罪	二
3	3 他の国際法との関係及び軍隊の活動についての適用除外	三
4	4 刑罰	三
5	5 放射性物質の防護を確保するための措置	三
6	6 裁判権の設定	三
7	7 犯人又は容疑者の所在の確保	三
8	8 容疑者を引き渡さない場合の自国の当局への事件の付託	三
9	9 引渡犯罪	四
10	10 犯罪の捜査等に関する締約国間の相互援助	四
11	11 放射性物質の返還等	四
12	12 紛争解決	四
13	13 署名	四

14	効力発生	五
三	条約の実施のための国内措置	五
(参 考)	.....	六

## 一 概説

### 1 条約の成立経緯

(1) 平成八年（千九百九十六年）十二月の「国際テロリズム廃絶措置」に関する国際連合総会決議に基づき、ロシアの提唱により、平成九年（千九百九十七年）二月から、国際連合総会の下に設置された国際テロ撲滅アド・ホック委員会においてこの条約の交渉が開始された。交渉は一時停滞したものの、平成十三年（二千一年）九月の米国における同時多発テロ事件の発生を受けて再開され、平成十七年（二千五年）四月一日、同委員会において案文が確定し、同年四月十三日、国際連合総会においてこの条約が採択された。

(2) この条約は平成十七年（二千五年）九月の国際連合首脳会合の開催に併せニューヨークにおいて署名のために開放され、我が国は、同年九月十五日に小泉内閣総理大臣（当時）が署名した。

### 2 条約締結の意義

この条約は、一定の意図等をもって行われる放射性物質の所持又は使用、核爆発装置等の製造、所持又は使用、原子力施設の使用又は損壊等の行為を犯罪とし、かつ、犯人又は容疑者が刑事手続を免れることがないように、締約国に対し、裁判権を設定すること、このような行為を引渡犯罪とすること等を義務付けた上で、犯人又は容疑者を関係国に引き渡すか訴追のため事件を自国の当局に付託するかのいずれかを行うことを義務付けている。このような国際的な体制がとられることにより、最終的にはいずれかの国で犯人を処罰し得ることとなるので、我が国がこの条約を締結することは、核による国際的なテロリズムの防止に資するとの見地から極めて有意義であると認められる。

### 3 条約締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 死又は身体の重大な傷害を引き起こす意図等をもって行われる放射性物質の所持又は使用、核爆発装置等の製造、所持又は使用、原子力施設の使用又は損壊等の行為を国内法上の犯罪とし、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。これらの行為が我が国の領域内で行われる場合、我が国の船舶又は航空機内で行われる場合、我が国の国民によって行われる

場合及び容疑者が我が国の領域内に所在し、かつ、この条約の規定に従って裁判権を設定したいずれの締約国に対してもその容疑者を引き渡さない場合に、我が国の裁判権を設定するため、必要な措置を構ずる。

(2) 容疑者が我が国の領域内に所在し、かつ、この条約の規定に従って裁判権を設定したいずれの締約国に対してもその容疑者を引き渡さない場合には、訴追のため我が国の権限のある当局に事件を付託する。

(3) (1)の行為を引渡犯罪とする。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、従来から、国際的なテロリズムを防止するための取組の重要性を踏まえ、いわゆるテロ防止関連条約が多くある国により締結されることが重要と考えている。このような考えから、我が国としてもこの条約より前に作成された十二のテロ防止関連条約をすべて締結してきている。この条約は、十三番目のテロ防止関連条約であり、平成十三年（二千一年）の米国における同時多発テロ事件後初めて採択されたテロ防止関連条約である。昨年のG8首脳会合及び国際原子力機関総会においても、すべての国がこの条約の早期発効のために努力することが求められていることから、我が国としてこの条約を早期に締結することが望ましい。

## 二 条約の内容

この条約は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

### 1 定義（第一条）

この条約の適用の対象となる「放射性物質」、「核物質」、「原子力施設」、「装置」等について定義している。

### 2 犯罪（第二条）

(1) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こす意図をもって、放射性物質を所持し、又は装置を製造し若しくは所持すること。

(2) 不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こす意図又は特定の行為を強要する意図をもって、放射性物質若しくは装置を使用し、又は放射性物質を放出する等の方法で原子力施設を使用し若しくは損壊すること。

(3) (2)の犯罪を行うとの脅迫をすること。

(4) 脅迫し、又は暴力を用いて、不法かつ故意に、放射性物質、装置又は原子力施設を要求すること。

(5) (1)及び(2)の犯罪の未遂

(6) (1)から(5)までの犯罪に加担し、組織し、指示し、又は寄与する行為

3 他の国際法との関係及び軍隊の活動についての適用除外（第四条）

(1) この条約は、国際法に基づいて国及び個人が有する他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではなく、また、国の軍隊がその公務の遂行に当たって行う活動であって、他の国際法の規則によって規律されるものは、この条約によって規律されない。

(2) この条約は、いかなる意味においても、国による核兵器の使用又はその威嚇の合法性の問題を取り扱うものではない。

4 刑罰（第五条）

締約国は、第二条に定める犯罪を自国の国内法上の犯罪とし、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

5 放射性物質の防護を確保するための措置（第八条）

この条約上の犯罪を防止することを目的として、締約国は、国際原子力機関の関連する勧告及び任務を考慮しつつ、放射性物質の防護を確保するための適当な措置を講ずるためにあらゆる努力を払う。

6 裁判権の設定（第九条）

締約国は、第二条に定める犯罪が自国の領域内で行われる場合、自国籍の船舶内又は航空機内で行われる場合、自国民によって行われる場合等において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置を講ずる。

7 犯人又は容疑者の所在の確保（第十条）

犯人又は容疑者が所在する締約国は、状況によつて正当であると認める場合には、訴追又は引渡しのために当該犯人又は容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置を講ずる。

8 容疑者を引き渡さない場合の自国の当局への事件の付託（第十一条）

容疑者が所在する締約国は、第九条の規定が適用される場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

9 引渡犯罪（第十三条）

第二条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

10 犯罪の捜査等に関する締約国間の相互援助（第十四条）

締約国は、第二条に定める犯罪について行われる捜査又は刑事訴訟若しくは犯罪人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助を与える。

11 放射性物質の返還等（第十八条）

(1) 締約国は、第二条に定める犯罪が行われた後に放射性物質、装置又は原子力施設を押収し、又はその他の方法で管理下に置いた場合には、これらの保有に当たり、無害化のための措置、国際原子力機関の保障措置に従った核物質の保有の確保等を行う。

(2) いかなる放射性物質等も、関係締約国との間の協議を行った上で、当該放射性物質等の帰属する締約国等に返還される。

(3) 放射性物質等の返還若しくは受領が国内法若しくは国際法によって禁止されているとき、又は関係締約国が合意するときは、当該放射性物質等を保有している締約国は(1)の措置を継続する。放射性物質等を保有している締約国にとってこれらの保有が合法的でない場合には、保有が合法的である国によってこれらが保有されることを確保する。

(4) 放射性物質等がいずれの締約国等にも帰属しない場合、いずれの国も放射性物質等を受領する意思を有しない場合等には、関係国と関係国際機関との間の協議を経て、これらの処分について別途の決定が行われる。

12 紛争解決（第二十三条）

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で合理的な期間内に交渉によって解決できないものは、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について合意に達しない場合には、国際司法裁判所に付託することができる。

13 署名（第二十四条）

この条約は、二千五年九月十四日から二千六年十二月三十一日まで、国際連合本部において、すべての国による署名のために開放

される。

14 効力発生（第二十五条）

この条約は、二十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

三 条約の実施のための国内措置

- 1 この条約の実施のため、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案が今次国会に提出されている。
- 2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

1 採択 平成十七年四月十三日 ニューヨークにおいて採択

2 効力発生 未発効

3 署名国 百十五箇国

アフガニスタン、アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、大韓民国、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マレーシア、マルタ、モリシヤス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、オランダ、ニュージールランド、ニカラグア、ノルウエー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、東ティモール、トゴ、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ

4 締約国 平成十九年一月二十九日現在 十三箇国

オーストリア、チェコ、エルサルバドル、インド、ケニア、ラトビア、レバノン、メキシコ、モンゴル、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア